

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公表番号】特表2016-501847(P2016-501847A)

【公表日】平成28年1月21日(2016.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-005

【出願番号】特願2015-541174(P2015-541174)

【国際特許分類】

A 01 N	53/08	(2006.01)
A 01 P	7/02	(2006.01)
A 01 N	57/16	(2006.01)
A 01 N	25/00	(2006.01)
A 01 N	25/10	(2006.01)
A 01 M	1/20	(2006.01)

【F I】

A 01 N	53/00	5 0 8 D
A 01 P	7/02	
A 01 N	57/16	1 0 1 Z
A 01 N	25/00	1 0 2
A 01 N	25/10	
A 01 M	1/20	A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年11月20日(2017.11.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フルメトリンである殺ダニ活性物質を0.1ないし5重量%
脂肪族の枝分かれしていないC₈~C₁₂脂肪酸を含むグリセロールエステルまたは
プロピレングリコールエステルを5ないし25重量%

および任意選択的にさらなるアジュバントおよび添加物を含むポリ塩化ビニルマトリックスに基づく固形成形品であって、該成形品が1から5mmの厚さを有しあつ6~9mmの直径を有する開口部を含む前記の固形成形品。

【請求項2】

前記グリセロールエステルまたはプロピレングリコールエステルの濃度が固形成形品の全重量に基づき7~25重量%である、請求項1に記載の固形成形品。

【請求項3】

4~45重量%の追加の可塑剤を含む、請求項1又は2に記載の固形成形品。

【請求項4】

10~40重量%の追加の可塑剤を含む、請求項3に記載の固形成形品。

【請求項5】

前記追加の可塑剤がアジピン酸エステルである、請求項3又は4に記載の固形成形品。

【請求項6】

前記追加の可塑剤がアジピン酸ジ-n-ブチルである、請求項5に記載の固形成形品。

【請求項7】

ジカプリル酸 / ジカプリン酸プロピレングリコールを含む、請求項 1 ~ 6 の一項に記載の固形成形品。

【請求項 8】

10ないし100の開口部を含む、請求項 1 ~ 7 の一項に記載の固形成形品。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 の一項に記載の固形成形品を含む養蜂箱。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

本発明の固形成形品は、通常0.5から20mm、好ましくは0.5ないし10mm、特に好ましくは1ないし5mm、非常に特別に好ましくは1ないし3mmの物質厚さを有する。